

選第191号

令和2年11月11日

市長様

福岡市選挙管理委員会委員長	津田 隆士
東区選挙管理委員会委員長	渡辺 裕江
博多区選挙管理委員会委員長	石田 正明
中央区選挙管理委員会委員長	妹尾 俊見
南区選挙管理委員会委員長	光安 力
城南区選挙管理委員会委員長	大石 司
早良区選挙管理委員会委員長	中邨 勝
西区選挙管理委員会委員長	川口 晴義

選挙事務の従事に関する協議について

地方自治法第180条の3の規定に基づき、選挙事務の従事に関する協議（平成29年8月18日付け選第111号，平成29年9月6日付け総組第19号）を下記のとおり変更することについて，協議します。

記

- 1 選挙管理委員会が管理執行する選挙のために必要とするときは，市長事務部局，消防局，水道局及び交通局の職員及び会計年度任用職員（以下「職員等」という。）は当該選挙の期日前投票事務，投票事務，開票事務その他選挙に関連する事務に従事するものとする。
- 2 前項の事務に従事する職員等の数，確保の方法，期間等必要な事項は，総務企画局長，消防局長，水道事業管理者及び交通事業管理者と協議のうえ市選挙管理委員会事務局長が定めるものとする。

選挙事務の従事に関する協議について 新旧対照表

現 行	改 正 後
1 選挙管理委員会が管理執行する選挙のために必要とするときは、市長事務部局、消防局、水道局及び交通局の職員_____(以下「職員__」という。)は当該選挙の期日前投票事務、投票事務、開票事務その他選挙に関連する事務に従事するものとする。 2 前項の事務に従事する職員__の数、確保の方法、期間等必要な事項は、総務企画局長、消防局長、水道事業管理者及び交通事業管理者と協議のうえ市選挙管理委員会事務局長が定めるものとする。	1 選挙管理委員会が管理執行する選挙のために必要とするときは、市長事務部局、消防局、水道局及び交通局の職員及び会計年度任用職員(以下「職員等」という。)は当該選挙の期日前投票事務、投票事務、開票事務その他選挙に関連する事務に従事するものとする。 2 前項の事務に従事する職員等の数、確保の方法、期間等必要な事項は、総務企画局長、消防局長、水道事業管理者及び交通事業管理者と協議のうえ市選挙管理委員会事務局長が定めるものとする。